

## 第4章 災害復旧・復興

### 第1節 民生安定化対策

#### 1 計画の方針

市、国、県及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施するものとする。

#### 2 計画の体系

被災者のための相談、支援 — 相談所の開設、運営

雇災証明書の発行 ————— 迅速な体制整備

雇用の安定 —————  
└ 特別相談窓口の設置、被災者の雇用促進  
└ 特別措置の要請及び実施  
└ 労働保険料の申告・納付期限の延長

応急金融措置 ————— 通貨供給の確保、非常金融措置

生活関連物資の需給、価格 —————  
└ 調査監視及び情報の提供  
└ 物資の指定等

住宅対策 —————  
└ 住宅復旧のための木材調達  
└ 被災者入居のための公営住宅の建設

租税の特例措置 —————  
└ 県の特例措置  
└ 国及び市の特例措置

公共料金等の特例措置 ————— 電信電話事業、電気事業、都市ガス事業、

住民への制度の周知 ————— 民生安定のための広報、相談窓口の周知、制度の内容の周知

#### 3 被災者のための相談、支援

市、国及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

##### (1) 相談窓口の開設

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、避難所及び市役所などにできる限り総合的な相談窓口を設置する。

また、男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

##### (2) 相談窓口の運営

市は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関とともに、相談業務を実施する。

##### (3) 被災者情報の把握、情報の共有化

県及び市町村は、被災者台帳（カルテ）などの活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

#### (4) 被災者等の生活再建等の支援

- ア 県及び市町村は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じる。
- イ 市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。
- ウ 国、県及び市町村は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。
- エ 市は、「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。県は、研修の実施等により、市町村の体制整備や市町村間の応援体制構築の支援に努める。また、県と市町村は、被災者生活再建支援の円滑化に資するため、システムの導入等の検討に努める。

### 4 罹災証明書の発行

市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく、罹災証明書を発行する。

県は、市町村の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努める。

### 5 雇用の安定

#### (1) 特別相談窓口等の設置

被災地域を管轄する公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

ア 被災者のための特別相談窓口の設置

イ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談の実施

ウ 近隣の公共職業安定所による応援職員の確保

#### (2) 被災者の雇用促進

被災地を管轄する公共職業安定所長は、被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに近隣の公共職業安定所を通じ、更には全国の公共職業安定機関を通じて、住居確保に配慮しつつ求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。

同時に、被災地において行われる公共事業に被災地の失業者が優先的に雇用されるように配意し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

#### (3) 特例措置の要請及び実施

ア 雇用保険失業給付の特例支給

イ 証明書による失業の認定

被災地を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行う。

（イ）激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができ

ない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

イ 雇用調整助成金の特例適用の要請

労働局長は、被災地域の事業主が次の休業等をさせる場合、休業手当に係る賃金負担の一部（大企業2／3、中小企業3／4）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

(ア) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合

(イ) 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合

(ウ) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消しの回避を図る場合

ウ 労働保険料の申告・納付期限の延長

労働局長は、災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対して、必要があると認める時は概算保険料の延納の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

## 6 応急金融対策

(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送したまでは通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

ウ 通貨および金融の調節

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨および金融の調節を行う。

(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 決済システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する

イ 資金の貸付け

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行新潟支店は、関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要な範囲で適宜業務時間の延長または休日臨時営業を行う。

(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

ア 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

(ア) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

(イ) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

(ウ) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

- (イ) 損傷日本銀行券および貨幣の引換え等について、実情に応じ必要な措置をとること。
- (オ) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。
- イ 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所は、災害発生後速やかに県災害対策本部と情報共有を図り、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社等に対し、次に掲げるなどの金融上の措置を可及的速やかに要請する。
  - (ア) 有価証券、保険証券、届出印鑑等を喪失した契約者等に対し、可能な限り便宜措置をとること。
  - (イ) 預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合は可能な限りの便宜措置をとること。
  - (ウ) 保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置をとること。
- (5) 各種措置に関する広報
  - 災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。
  - 財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、被災者に対して、(3) および(4) に定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

## 7 生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視及び情報の提供

### (1) 調査・監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給・価格状況の調査・監視を行い、需給・価格状況等の情報提供を行う。

### (2) 物資の指定等

ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し、若しくはそのおそれがあり、県民の消費生活の安定のために必要があると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。

イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等を調査し、適正な価格で売り渡すよう、必要に応じて勧告・公表を行う。

## 8 住宅対策

### (1) 住宅復旧のための木材調達

県は、県内稼働製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。更に必要に応じ近県に対して製材品の供給要請を行う。

### (2) 被災者入居のための公営住宅の建設

災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、県及び市町村は必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、被災市町村及び県は滅失住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

### (3) 国有財産の活用

財務省関東財務局新潟財務事務所は必要に応じ、市町村を通じ、公務員宿舎の空き室について無償で貸付けを行う。

また、更地である国有財産についても、仮設住宅用地その他の必要に応じ、無償で貸付けを行う。

## 9 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、県、市町村等は、それらの制度の普及促進に努める。

## 10 租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

(1) 県の特例措置

県は、被災した納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）に対し地方税法又は新潟県県税条例により、県税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を講じる。

ア 期限の延長

災害により、納税者等が期限内に申告その他書類の提出又は納付若しくは納入をすることができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

(ア) 災害が県の全部又は広範囲の地域にわたる場合、知事は適用地域及び延长期日（4月を限度とする。）を指定する。

(イ) その他の場合、納税者等の申請により、税目により4月又は1月を限度として延長する。

イ 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税者等が県税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に、通算して2年を超えない範囲内で延長する。

ウ 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滯納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

エ 減免等

被災した納税者等に対し、被害の程度に応じて、次のように減免等を行う。

(ア) 個人事業税

事業用資産又は住宅若しくは家財について損害を受けた場合、その損害の程度等に応じて減免する。

(イ) 不動産取得税

災害により家屋が滅失若しくは損壊し、その代わりの家屋を取得した場合又は家屋を取得した直後に滅失若しくは損壊し、納期限が未到来の場合、当該家屋の取得について一定割合を減免する。

(ウ) 自動車税

納期限前に災害により自動車が一定割合以上の損害を受けた場合、年税額の一定割合を減免する。

(エ) 自動車取得税

a 自動車の取得日より1ヶ月以内に災害により当該自動車が滅失又は損壊して使用に耐えなくなった場合、既に納めた税額を還付する。

b 災害を受けた自動車（aの適用を受けたものを除く。）の代わりのものを災害を受けた日から6ヶ月以内に取得した場合、一定額を減免する。

(オ) 軽油引取税

a 災害により特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受け取ることができなくなった場合、又は災害により徴収した軽油引取税額を失った場合、当該税額が納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。

b 災害により納税者が納付できないと認められる場合、その被害の状況に応じて減免する。

(カ) 狩猟税

納期限前に災害により住宅又は家財について一定割合以上の損害を受けた場合、税額の一定割合を減免する。

(2) 国及び市町村の特例措置

国及び市町村は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長又は国税若しくは地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

## 1.1 その他公共料金の特例措置

(1) 郵便業務

ア 被災者に対する通常葉書・郵便書簡（折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函で

きる便箋)の無償交付支店長が決定する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

日本郵便(株)信越支社長が決定する。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(ア) 日本郵便(株)信越支社長が決定する。

(イ) 被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた小包又は現金書留に限る。

(ウ) 郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。

(2) 電信電話事業

各通信事業者の判断により、以下の措置を講ずる事がある。

ア 避難勧告等により実際に電話サービス等受けられない契約者的基本料金の減免避難勧告の日から同解除の日までの期間（1か月未満は日割り計算）とする。

イ 被災者の電話移転工事費の減免

災害による建物被害により、仮住居等へ電話等移転する契約者の移転工事費に限る。

(3) 電気事業

各電気事業者が被害状況を見て特例措置の実施および内容を判断する。

原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、特例措置の実施にあたっては経済産業大臣の認可が必要。

(以下は過去の例)

ア 電気料金の支払期限の延伸

イ 不使用月の電気料金の免除

ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約内容に限る）

エ 家屋再建に伴う臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

オ 被災により使用不能となった電気設備相当分の基本料金の免除

カ 被災に伴う引込線・計量器等の取付け位置変更のための諸工料の免除

(4) 都市ガス事業

ガス供給事業者で被害の状況を見て判断する。関東経済産業局長の認可が必要。

ア 被災者のガス料金の納期の延伸

イ 被災者が同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除

ウ 不使用月のガス料金（基本料金）の免除

## 1.2 住民への制度の周知

県、市町村及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により、周知を図る。

(1) 報道機関との協力による、放送、新聞広報等

(2) 広報車、広報紙、チラシ等

(3) 防災行政無線、コミュニティ放送、有線放送、ケーブルテレビ等

(4) 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

## 第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

### 1 計画の方針

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

### 2 融資・貸付その他資金等の概要

区分	資 金 名 等	主な対象者	窓 口	担当課
支 給	(1) 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	企画調整課	防災企画課
	(2) 災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	日本赤十字社地区長及び分区長	
	(3) 災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	企画調整課	防災企画課
	(4) 被災者生活再建支援金	災害により家屋が全壊した世帯、又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯	企画調整課 (財)都道府県センター	防災企画課
貸 付	(5) 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	企画調整課	防災企画課
	(6) 生活福祉資金 ア 災害援護資金 イ 住宅資金	低所得世帯等	市社会福祉協議会 (民生委員)	福祉保健課 健康福祉(環境)部等
	(7) 母子寡婦福祉資金	母子家庭、寡婦	こども課 地域振興局健康福祉(環境)部 健康福祉(環境)事務所	子ども家庭課 地域振興局健康福祉(環境)部等
	(8) 住宅金融支援機構 (災害復興住宅資金)	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	地域経済課 住宅金融支援機構 受託金融機関	建築住宅課 地域振興局地域整備部
	(9) 新潟県被災者住宅復興資金	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	地域経済課 金融機関	
	(10) 天災融資制度	被害農林漁業者で市町村長の認定を受けた者	農林創生課 農協、森林組合、漁協、銀行	経営普及課 林政課
	(11) 日本政策金融公庫金	被害農林漁業者	農林創生課 農林公庫 受託金融機関	水産課 地域振興局農林振興部
	(12) 中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	地域経済課 金融機関 県信用保証協会	地域産業振興課

### 3 資金名等

#### (1) 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。(令和2年4月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)	問い合わせ窓口	
災 害 弔 慰 金	1 見附市において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体 市 (市条例による)	死亡者の配偶者 リ 子 リ 父母 リ 孫	死亡者1人につき主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	企画調整課	
	2 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害	2 経費負担 ①対象災害区分が1～4の場合 国1／2 県1／4 市1／4 (災害弔慰金の支給等に関する法律)	リ 祖父母 リ 兄弟姉妹 (※) ※兄弟姉妹においては、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。また、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しない場合に限る。	支給の制限		
	3 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害	②対象災害区分が5の場合 県1／2 市1／2 (新潟県災害弔慰金等に関する要綱)	1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合	1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合		
	4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害 (以上、平成25年内閣府告示第230号による)		2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合			
	5 新潟県内において新潟県災害救助条例が適用された市町村が1以上ある場合の災害		3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合			

(2) 災害死亡者弔慰金（日本赤十字社新潟県支部）

災害によって死亡した県民に対し、弔慰金を支給する。（平成18年4月1日現在）

種別	対象となる災害	根拠法令等	贈呈対象者	贈呈額	贈呈の制限	問い合わせ窓口
災害死亡弔慰金	自然災害及び火災	災害死亡者弔慰金贈呈要綱	県内に居住する者の死亡者の遺族	死者1人につき10,000円	災害救助法又は新潟県災害救助条例の適用を受ける場合は贈呈しない	日本赤十字社地区長及び分区長（市社会福祉協議会）

(3) 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

（令和2年4月1日現在）

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)	問い合わせ窓口
災害障害見舞金	1 見附市において5世帯以上の住家が滅失した災害 2 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害 4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害(以上、平成25年内閣府告示第230号による)	1 実施主体市 (市条例による)  2 経費負担 国1/2 県1/4 市1/4 (災害弔慰金の支給等に関する法律)	災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円  支給の制限  1 当該障害者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかつたこと等市町村長が不適当と認めた場合	企画調整課

(4) 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって生活を再建することが困難な者に対し、生活再建支援金を支給することによって自立した生活の開始を支援する。

(令和2年4月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象世帯	支給額	問い合わせ 窓口	
被災者生活再建支援金	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村に係る自然災害	1 事業主体 都道府県(※) ※支援金の支給に関する事務は、(公財)都道府県センターへ委託している。  2 経費負担 国1／2 県1／2 【被災者生活再建支援法(平成10年5月22日法律第66号)】	1 住宅が「全壊」した世帯  2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯	別表の通り	(公財)都道府県センター	
	2 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村に係る自然災害					
	3 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県に係る自然災害					
	4 1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)に係る自然災害					
	5 1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)に係る自然災害					
	6 1もしくは2の市町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)					
※ 4～6の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)						

(別表)

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。  
(世帯人数が1人の場合は、核が伊藤蘭の金額の3/4の額)

○住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

(単位：円)

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
支給額	100万	100万	100万	50万	—

○住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

(単位：円)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
支給額	200万 (100万)	100万 (50万)	50万 (25万)

- ※ 支給額下段は、中規模半壊の場合の額。
- ※ 一旦住宅を貸借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(5) 災害援護資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。

(令和2年4月1日現在)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件	問い合わせ窓口										
災 害 援 護 資 金 の 貸 付	<p>地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。</p> <table> <tr> <td>1人</td><td>220万円</td></tr> <tr> <td>2人</td><td>430万円</td></tr> <tr> <td>3人</td><td>620万円</td></tr> <tr> <td>4人</td><td>730万円</td></tr> <tr> <td>5人以上</td><td>730万円 に世帯人員 が1人増す ごとに30万 円を加算し た額</td></tr> </table> <p>ただし、その世帯の住居が滅失した場合においては1,270万円とする。</p>	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	730万円 に世帯人員 が1人増す ごとに30万 円を加算し た額	<p>1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体市町村 (条例) 3 経費負担 国2／3 県1／3 4 対象となる災害 新潟県において災害救助法による救助が行われた災害</p>	<p>貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1／3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円</p>	<p>1 据置期間 3年(特別の事情がある場合は5年) 2 償還期間 10年(据置期間を含む) 3 償還方法 年賦又は半年賦 4 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子) 5 延滞利息 年5%</p>	企画調整課
1人	220万円														
2人	430万円														
3人	620万円														
4人	730万円														
5人以上	730万円 に世帯人員 が1人増す ごとに30万 円を加算し た額														

### (6) 生活福祉資金貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。

（令和2年4月1日現在）

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
ア 生活福祉資金（福祉費（災害臨時経費））	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得世帯（生活保護基準額の概ね1.7倍以内）</li> <li>・高齢者世帯（日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内）</li> <li>・障害者世帯（障害者の属する世帯、ただし、特に高額の所得があって、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） 上記の世帯で災害による困窮からの自立更生に必要な経費</li> </ul>	<p>1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」</p> <p>2 実施主体等            (1) 実施主体 県社会福祉協議会            (2) 窓口 市社会福祉協議会（民生委員）</p>	<p>貸付限度            1世帯            150万円以内</p>	<p>1 据置期間            貸付の日から6ヶ月以内</p> <p>2 償還期間            据置期間経過後7年以内</p> <p>3 貸付利率            連帯保証人を立てる場合は無利子            連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後1.5%</p> <p>4 保証人            原則連帯保証人を立てる。            ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。</p> <p>5 償還方法            年賦、半年賦又は月賦</p> <p>6 申込方法            原則として、官公署の発行する罹災証明を添付のこと。</p>
イ 生活福祉資金（福祉費（住宅改修等経費））	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得世帯（生活保護基準額の概ね1.7倍以内）</li> <li>・高齢者世帯（日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内）</li> <li>・障害者世帯（障害者の属する世帯、ただし、特に高額の所得があって、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） 上記の世帯で被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な貸付</li> </ul>	<p>1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」</p> <p>2 実施主体等            (1) 実施主体 県社会福祉協議会            (2) 窓口 市社会福祉協議会（民生委員）</p>	<p>貸付限度            250万円以内</p>	<p>1 据置期間            貸付の日から6ヶ月以内</p> <p>2 償還期間 7年以内</p> <p>3 貸付利率            連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後1.5%</p> <p>4 保証人            原則連帯保証人を立てる。            ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。</p> <p>5 償還方法            年賦、半年賦又は月賦</p> <p>6 申込方法            原則として官公署の発行する罹災証明を添付のこと。</p>

(7) 母子父子寡婦福祉資金貸付

(令和4年4月1日現在)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
母子父子（住宅資金） 寡婦福祉資金	1 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦	1 母子父子寡婦福祉法施行令第7条、第31条の5及び第36条	貸付限度 200万円	1 災害救助法の適用を要しない
	2 被災した家屋の増築、改築補修又は保全するために必要な資金	2 法施行令通知		2 据置期間 6か月 3 償還期間 7年以内 4 利率（年利） 無利子又は1.0% (連帯保証人の有無による)

\*その他（特例措置）

No.	項目	根拠法令等	特例措置の内容	備考
1	母子父子寡婦福祉資金の償還の猶予	母子父子寡婦福祉法施行令第19条、第31条の7及び第38条、附則第7条及び附則第8条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。 (1) 猶予期間 1年以内（1年後も更に、その事由が継続し、特に必要と認める時は改めて猶予できる） (2) 添付書類 市町村長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
2	母子父子寡婦福祉資金の違約金の不徴収	母子父子寡婦福祉法施行令第17条、第31条の7及び第38条	支払期日までになされなかつた償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 (1) 添付書類 市町村長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
3	母子父子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長	母子父子寡婦福祉法施行令第8条、第31条の6及び第37条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年をこえない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 (1) 事業開始資金 15,000円以上 30,000円未満 6か月 30,000円以上 1年 (2) 事業継続資金・住宅資金 15,000円以上 30,000円未満 6か月 30,000円以上 45,000円未満 1年 45,000円以上 1年6か月	災害救助法の適用を要しない。
4	寡婦福祉資金の所得制限適用除外	母子父子寡婦福祉法第32条第2項ただし書き	災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。 ※通常時、現に扶養する子等のない寡婦については貸付の際に所得制限あり	災害救助法の適用を要しない。

(8) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）

市及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

なお、融資内容は次のとおりである。

(令和5年1月1日現在)

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等 (1) 建設 罹災住宅の被害 「半壊」以上	建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合 3,700万円 土地取得しない場合 2,700万円	償還期間 35年以内 据置期間 3年間 (その分償還期間延長) 利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）
(2) 住宅購入 罹災住宅の被害 「半壊」以上	購入資金 (土地取得資金含む) 3,700万円	償還期間 35年以内 据置期間 3年間 (その分償還期間延長) 利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）
(3) 補修 罹災住宅の被害 「り災証明書」交付	補修資金 (移転資金、整地資金含む) 1,200万円	償還期間 20年以内 据置期間 1年間 利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）

#### (9) 新潟県災害被災者住宅復興支援事業

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災者住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入を行う者に低利の上乗せ融資を行う。

##### [利子補給]

事業主体	市町村
利子補給期間	5年間
補助対象	被災者が借入れた貸付残高に対して、市町村が交付する利子補給金。 (補給率が1%をこえる場合は1%が限度)
補助率	1/2

##### [貸付金]

###### 貸付対象

住宅金融公庫又は取扱金融機関の融資を一定額以上を受けてもなおかつ資金が不足する者

###### 貸付限度額

建設、購入 800万円（50万円以上10万円単位）

補修 400万円（50万円以上10万円単位）

###### 貸付利率

〔当初10年〕住宅金融公庫の災害復興住宅融資の金利マイナス1%

〔11年目以降〕住宅金融支援機構災害復興住宅融資の金利と同じ

#### (10) 天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。（令和4年4月1日現在）

資金の種類	貸付対象事業	貸付の相手方	貸付限度額	利率	償還期間(措置なし)
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、漁具等の購入費等農林漁業経営に必要な運転資金	一定以上の被害を受けた農林漁業者	200万円 激甚災害の場合は250万円	被害程度によって 3.0%以内 5.5%以内 6.5%以内	3～6年以内 激甚災害の場合は4～7年以内
事業資金	被害を受けた肥料、農薬、漁業用燃料、生産物等の在庫品の補てんに充てるための事業運営資金	災害によって施設、在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合、漁業協同組合、連合会等	組合2,500万円 連合会 5,000万円 激甚災害の場合は 組合5,000万円 連合会 7,500万円	6.5%以内	3年

利率については、天災融資法発動の都度政令で設定される。

(11) 日本政策金融金庫資金

被害農林業者に対し、農林業用施設等が被害を受けた場合にはその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資並びに既往貸付期限の延期措置を行うものとする。 (令和5年1月19日現在)

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間
農業	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	0.40～0.80%	25年以内	10年以内
	災害のため必要とする長期運転資金					
関係	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	0.40～0.80%	25年以内	3年以内
資金	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人	0.40～0.80%	20年以内	3年以内
	〈主務大臣指定施設〉(1) 農業施設の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 ((1)への転貸に限定)	0.40～0.80% 0.40～0.80%	(1) 15年以内 (2) 25年以内		
林業	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	農業を営む個人、法人、集落営農組織などの団体	0.40～0.80%	15年以内	3年以内
関係	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.40～0.80%	15年以内	5年以内
		林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	0.40～0.80%		
資金	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人	0.40～0.80%	15年以内	3年以内

- (申込方法) 農協・同連合会・農林中金・同連合会等を通じ行う。
- (貸付限度) 原則として8割で、額は各資金によって異なる。
- (注) この他、新潟県農林水産業振興資金の融資や一般農林漁業関係資金（農業近代化資金等）について、運用の範囲内で被害農林漁業者等に融資することができる。また、既貸付農林漁業関係資金（農業近代化資金等）については、被害農林漁業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

(12) 中小企業融資等

ア 融資計画

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 被災の状況に応じ特に必要があると認めた時は、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設しこれに伴う融資のための預託等の措置を行う。
- (イ) 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。
- (ウ) 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。
- (エ) 中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。
- (オ) 信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

## 4 制度の市民への広報

市及び県は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、県災害対策本部と連絡調整を図り、次の方法により実施するものとする。

(1) 相談窓口の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布等により支援制度の相談窓口等を周知するものとする。

(2) 制度内容の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図るものとする。

ア 県災害対策本部が実施するもの

- (ア) 広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布
- (イ) 新聞紙面による周知
- (ウ) 被災者向けの総括的パンフレットの作成、配布

イ 市災害対策本部が実施するもの

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布  
(県等の支援制度及び市町村個別制度の周知)

ウ 金融機関等

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号による所管制度の周知

(3) メディアの活用

F M局等の放送手段がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得るものとする。

## 第3節 公共施設等災害復旧対策

市は、公共施設等の風水害による被害を早期に復旧するため的確に被害状況を調査把握とともに、速やかに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう努めるものとする。また、市民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報を提供する。

### 1 被害状況及び集計の体制

#### (1) 被害状況調査

風水害により被害が発生した場合、施設管理者はその被害状況を的確に把握し市災害対策本部及び県にその状況を報告する。

#### (2) 被害状況の集計

市災害対策本部は、市全体の集計を行い、県に報告するとともに、関係機関及び関係者に情報提供する。

### 2 災害復旧事業計画の策定等

#### (1) 災害復旧事業計画の策定等

被災した施設の管理者は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。公共施設の災害復旧事業計画はおおむね次の計画とする。

- ア 公共土木施設災害復旧計画
- イ 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ウ 都市灾害復旧事業計画
- エ 上下水道災害復旧事業計画
- オ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- カ 公立学校施設災害復旧事業計画
- キ 公営住宅災害復旧事業計画
- ク 公立医療施設災害復旧事業計画
- ケ その他の災害復旧事業計画

### 3 災害査定の促進

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、県と協議しながら査定計画をたて、査定が速やかに行えるよう努める。

また、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

### 4 激甚災害指定の促進

県は著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するため特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、復旧が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 県は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係部局に必要な調査を行わせるものとする。
- (2) 市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- (3) 関係部局は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置するものとする。

## 5 災害復旧事業に係る助成

市民生活の安定と産業活動の回復を早期に図るため災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するには臨時に多大な経費を必要とすることから、県は国からの助成を受けるため各種災害復旧事業制度等に基づく必要な措置を講ずるものとする。

## 6 災害復旧事業に係る財政支援

災害復旧事業の実施による臨時的な財政負担により、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、県は地方財政措置制度に基づく必要な措置を講ずるものとする。

### (1) 地方財政措置制度

- ア 普通交付税の繰り上げ交付
- イ 特別交付税
- ウ 地方債制度

## 7 市民及び関係団体等に対する情報提供

市及び県は市民及び関係団体に対し、掲示板、広報紙、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、市民生活や産業活動に密接に係わる復旧計画及び復旧状況に関する情報を提供するものとする。

## 第4節 災害復興対策

### 1 計画の方針

災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動及び被災者の生活を緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、市及び県は、市民、民間事業者及び施設管理者等と連携して、速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成するものとする。

さらに市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、市民の合意を得るよう努めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策、防災対策を早急に実施するものとする。

### 2 復興基本方向の決定及び復興計画の作成

#### (1) 組織・体制の整備

- ア　被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、市及び県は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図るものとする。
- イ　復興対策の円滑な実施をきすため、市及び県は、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び市民を含めた、復興計画作成のための検討組織の設置を図るものとする。
- ウ　復興対策の遂行にあたり、市及び県は、必要に応じ国及び他の自治体からの職員派遣、その他の協力を得るものとする。他の自治体に対し、技術職員の応援を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

#### (2) 復興基本方向の決定

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

#### (3) 復興計画の作成

- ア　大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市及び県は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。
- イ　市及び県は、再度災害防止と快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成するものとし、その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのない計画とすることとし、市民の理解を得るよう努めるものとする。
- ウ　復興計画作成にあたり、市及び県は、長期計画等の上位計画や他の総合計画等との調整を図るものとする。

### 3 防災まちづくり

#### (1) 市民の合意形成

- ア 市及び県は、復興施策や復興計画の早期実施のためには、施策・計画に対する市民の合意形成を図ることが必要となる。円滑な合意形成のために、市民参加による施策・計画の策定を行うものとする。
- イ 市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画作成までの手続き、スケジュール、被災者サインでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、市民に対しを行い、迅速な合意形成に努めるものとする。
- ウ 復興計画における市民の迅速な合意形成を図るために、市は、災害の起きない普段から、地域住民とまちづくりについて話し合い、都市環境に配慮した防災まちづくりのコンセンサスを得るよう努めるものとする。
- エ 復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発車業などの計画については、市及び県は、民主的な計画決定のプロセスを確保するとともに事業着手までの間の建築規制などの市民の協力を得るため、都市計画決定を行うものとする。

#### (2) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災まちづくり

- ア 防災まちづくりにおいて市は、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備を換地手法を用いて、総合的、一体的に取組む土地区画整理事業等の面的整備事業を積極的に活用するものとする。
- イ 土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、県等の関係機関との相互連携により、医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備を積極的に図るものとする。
- ウ 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努めるものとする。

#### (3) 被災市街地復興特別措置法等の活用

市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するものとする。この法律により、大規模な災害を受けた市街地について、その緊急かつ健全な復興を図るため、被災市街地復興推進地域内の市街地において、土地区画整理事業、市街地再開発車業等による計画的な整備改善、並びに市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な措置を講ずることにより、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

#### (4) 防災性向上のための公共施設等の整備

県、市及び公共施設管理者等は、防災まちづくりにあたり、必要に応じて、防災性向上のための公共施設等の整備を図るものとする。

- ア 災害時に緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間、防災活動拠点などの機能を持つ道路、都市公園、河川などの骨格的な都市基盤施設の整備を図るものとする。
- イ 電線共同溝などの整備による耐水性のあるライフラインとするものとする。
- ウ 建築物や公共施設の耐震不燃化